アンダーソン･毛利･友常法律事務所

中国法令調査報告書

報告日：2008 年 9 月 26 日

管理番号：20080926-2

今回のご報告のポイント

中国では、「時効」は、訴訟法上の制度として捉えられており、人民法院に対して民事上の権利の保護を請求できる期限は、権利の侵害を知りまたは知りえた時から起算して、原則２年とされている（民法通則第135条）。このように、時効制度については、基本的に「民法通則」で規定されているが、本規定は、人民法院が、民事案件の審理における訴訟時効制度の適用に関する問題をより詳細に定めるものである。具体的には、債権に対する訴訟時効の適用、訴訟時効中断事由の詳細及び訴訟時効中止の該当事由などをより明確にしている。

１． 法令等の名称・番号

中国語名称：最高人民法院関于審理民事案件適用訴訟時効制度若干問題的規定

日本語訳：最高人民法院による民事案件の審理につき訴訟時効制度を適用する若干問題に関する規定

法令番号：法釈[2008]11 号

（ソース）新法規ウェブサイト

２． 公布した政府部門

最高人民法院

３． 発表日

2008.8.21

４． 施行

2008.9.1

５． 分野

訴訟時効

６． 概要・コメント

本規定は、訴訟時効制度に関する法律規定を正確に適用し、当事者の合法的な権益

を保護するため、「民法通則」、「物権法」、「契約法」及び「民事訴訟法」等の法律の規定に従い、裁判の実践を結合し、制定されたものである。

本規定の主な内容は、以下の通りである。

一、　当事者は、債権請求権に対して訴訟時効の抗弁を提出することができるが、以下に挙げる債権請求権に対して訴訟時効の抗弁を提出した場合、人民法院は、支持しない。

(一)預金の元金及び利息の支払請求権

(二)国債、金融債券及び不特定の対象に向け発行された企業債券の元金及び利息の支払請求権

(三)投資関係により発生した出資納付請求権

(四)その他法により訴訟時効の規定を適用しない債権請求権（本規定第1条）

二、　当事者が法律の規定に違反し、訴訟時効に関する期間の延長又は短縮を約定し、または、事前に訴訟時効による利益を放棄した場合、人民法院はこれを認めない。（本規定第2条）

三、　当事者が同一の債務について期限を分けて履行することを約定した場合、訴訟時効に関する期間は、最後の履行期限の満了日から計算する。（本規定第5条）

四、　以下に挙げる事由の一つに該当した場合、民法通則第140条に規定する、「当事者の一方が要求を提出した」ことにより、訴訟時効中断の効力が発生したと認定しなければならない。

(一)当事者の一方が直接に相手当事者に対して権利出張に関する文書を送付し、相手当事者が当該文書の上に署名、捺印し、又は署名、捺印しなかったがその他の方法により当該文書がすでに相手当事者に到達したことを証明できる場合

(二)当事者の一方が書簡又は電子データの送付により権利を主張し、書簡又は電子データが相手当事者に到達し、又は到達すべきであった場合

(三)当事者の一方が金融機構であり、法律の規定に従い、又は当事者が相手当事者の口座から借入金の元利を控除することを約定した場合

(四)当事者の一方が行方不明となり、相手当事者が国家レベル又は行方不明の当事者の住所地の省レベルの影響があるメディア上に権利主張内容を有する公告を載せた場合。ただし、法律及び司法解釈に別途規定がある場合、その規定を適用する。

前項第（一）号の状況において、相手当事者が法人又はその他の組織である場合、受取人は、その法定代表者、主要な責任者、郵便物の受領発送責任を負う部門又は授権された主体であることができる。相手当事者が自然人である場合、受取人は、自然人本人、同居する完全行為能力を有する親族又は授権された主体であることができる。（本規定第10条）

五、　以下に挙げる事項の一つについて、人民法院は、訴訟の提起と同等の訴訟時効中断の効力を有すると認定しなければならない。

(一)仲裁の申請

(二)支払命令の申請

(三)破産の申請、破産債権の申告

(四)権利主張のため義務者の失踪又は死亡の宣告を申請した場合

(五)訴訟提起前の財産保全、訴訟提起前の臨時禁止命令（中国語：「臨時禁令」）等の訴訟提起前の措置を申請した場合

(六)強制執行の申請

(七)当事者の追加を申請し又は訴訟の参加を通知された場合

(八)訴訟中に相殺を主張した場合

(九)その他訴訟の提起と同等の訴訟時効中断の効力を有する事項（本規定第13条）

六、　権利者は、人民調停（中国語：「調解」）委員会及びその他法により関連民事紛争を解決する権利を有する国家機関、事業単位、社会団体等の社会組織に対して関連する民事権利の保護に関する請求を提出した場合、訴訟時効が請求の提出日より中断される。（本規定第14条）

七、　以下に挙げる事由の一つに該当した場合、民法通則第139条に規定する「その他の障碍」と認定しなければならず、訴訟時効は中止される。

(一)権利が侵害された民事行為無能力者、制限民事行為能力者が法定代理人を有しないか、又は法定代理人が死亡し、代理権を喪失し、行為能力を喪失した場合

(二)相続が開始した後、相続人又は遺産管理人が確定していない場合

(三)権利者が義務者又はその他の者にコントロールされ権利の主張ができなかった場合

(四)その他権利者が権利を主張できなくする客観的な状況（本規定第20条）

八、　主債務の訴訟時効期間が満了した場合、保証人が主債務者の訴訟時効の抗弁権を享有する。

保証人が上記訴訟時効の抗弁権を主張せず、保証責任を引き受けた後に主債務者に対して求償請求権を行使する場合、人民法院は支持しない。ただし、主債務者が給付に同意した場合を除く。（本規定第21条）

九、　本規定の施行前に本院が公布した関連司法解釈が本規定の内容と抵触した場合、本規定を基準とする。（本規定第24条）

以上